

経済安全保障③ ——技術流出対策

弁護士・ニューヨーク州弁護士

鈴木 潤 Jun Suzuki

I はじめに

本連載の第2回では、企業が直面する可能性のある経済安全保障リスクの例を紹介し、第3回においては、こうした経済安全保障リスクに対応するため、企業が整備すべき経済安保ガバナンスに関して説明を行った。

第4回となる今回は、経済安保ガバナンス体制の整備を前提として企業が講じるべき経済安全保障リスクへの具体的な対応策について考えていきたい。その際、本稿においては、第2回で紹介した多様な経済安全保障リスクのうち、とりわけ技術流出をテーマに取り上げ、本連載のこれまでの回と同様、①技術流出対策に関する法制度及び政府文書の概要、②技術流出の実務対応の順で検討を行う。

II 技術流出防止に関する法制度、政府文書

技術流出対策は、日本において経済安全保障が重視されるきっかけとなった自由民主党の提言（2020年12月16日付「経済安全保障戦略の策定に向けて」）において重点的に取り組むべき課題の一つとして取り上げられ、その後、政府が整理した経済安全保障上の主要課題（2021年11月19日付経済安全保障推進会議（第1回））においても明示された課題である。国はこうし

た課題に対応するため、法制度のレベルでは、外為法（安全保障貿易管理及び対内直接投資審査）や経済安全保障推進法における対応（特許出願非公開制度の導入、我が国が優位性を有する特定重要物資の支援に当たっての技術流出防止措置の導入）を行ってきた。また、ガイドライン等の政府文書のレベルでは、経済安全保障経営ガイドラインによる経営層への推奨事項の提示（本連載第1回及び第3回を参照）、民間ベストプラクティス集による他社例の紹介、技術流出対策ガイダンスによる事業部門への具体的な対策の提示（本稿にて詳述）も行われている。

本稿においては、具体的な実務対応を紹介する前提として、まずは技術流出防止に関する主な法制度や政府文書についておさらいしておきたい。

1 技術流出防止に関する主な法制度

(1) 不正競争防止法

不正競争防止法は、技術を含む「営業秘密」を対象として、その不正な取得・使用・開示に関して、民事上の差止・損害賠償請求並びに刑事罰を規定している。経済安全保障の文脈の下で整備された法律ではなく、我が国において経済安全保障政策が強化される以前より整備されてきた法律であるが、現在でも、技術流出の場面を汎用的にカバーする法律として実務上も広く活用されている。

不正競争防止法の活用には当たっては、「営業